

小児慢性特定疾病指定医の更新手続きについて

小児慢性特定疾病指定医の職務に、指定期間満了後も引き続き本県において従事される方は、小児慢性特定疾病指定医指定通知書の写しを添えて、原則満了日の1ヶ月前までに別紙により申請願います。

なお、医療機関の所在地が甲府市内にある場合には、中核市になった甲府市へ平成31年4月1日から法定事務として、小児慢性特定疾病に係る業務が委譲されました。このため、甲府市内に主たる勤務地がある医師の方は、甲府市に申請が必要となります。

(専門医の資格を有しない難病指定医及び協力難病指定医は更新時に研修の受講が義務づけられているのに対して、専門医の資格を有しない小慢指定医には更新時に研修の受講の義務はありません。)

< 県に送付する書類 >

小児慢性特定疾病指定医更新申請書及び小慢指定医の指定証の写し

< 更新申請書類郵送先 >

〒400-8501

甲府市丸の内1丁目6-1

山梨県福祉保健部健康増進課 難病担当

問い合わせ先
山梨県福祉保健部
健康増進課
難病担当
電話 055-223-1496